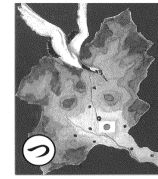




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年3月27日(金) 号外(第7号)

目次

ページ

規則

- 群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(スポーツ振興課) 2
- 群馬県医学生修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則(医務課) 5
- 群馬県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則(食品・生活衛生課) 6
- 群馬県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則(廃棄物・リサイクル課) 6
- 群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則(自然環境課) 6
- 群馬県立農林大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(農業構造政策課) 6
- 群馬県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則(技術支援課) 7
- 群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(工業振興課) 7
- 群馬県県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則(住宅政策課) 10

訓令

- 群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律関係事務取扱規程の一部を改正する訓令(自然環境課) 11
- 群馬県鳥獣保護管理員服務規程を廃止する訓令(同) 11

教育委員会規則

- 教育長に対する権限委任等に関する規則の一部を改正する規則(総務課) 12
- 群馬県教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則(同) 12
- 群馬県教育委員会事務局教育事務所設置に関する規則の一部を改正する規則(同) 12
- 群馬県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(同) 13
- 群馬県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則(同) 13
- 群馬県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則(学校人事課) 13
- 群馬県立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則(生涯学習課) 14
- 群馬県立美術館及び群馬県立歴史博物館組織規則を廃止する規則(同) 14
- 群馬県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則(同) 14
- 群馬県立自然史博物館組織規則を廃止する規則(同) 14
- 群馬県立土屋文明記念文学館組織規則を廃止する規則(同) 14
- 群馬県立土屋文明記念文学館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則(同) 15
- 群馬県立自然史博物館の管理及び運営に関する規則を廃止する規則(同) 15
- 群馬県文化財保護条例施行規則を廃止する規則(文化財保護課) 15
- 群馬県文化財保護審議会条例施行規則を廃止する規則(同) 15
- 群馬県埋蔵文化財調査センターの設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則(同) 15
- 群馬県銃砲刀剣類登録審査委員規則を廃止する規則(同) 15

教育委員会告示

- 文化財保護条例施行規則第27条の規定による指定等の基準を廃止する告示(文化財保護課) 16

別記様式第五号その1中

第2ミーティングルーム	円	円	円	円	円	円
-------------	---	---	---	---	---	---

第2ミーティングルーム	円	円	円	円	円	円
第3ミーティングルーム	円	円	円	円	円	円

に改め、同様式その2中

多目的室	円	円	円	円	円	円
------	---	---	---	---	---	---

を

多目的室	円	円	円	円	円	円
小会議室	円	円	円	円	円	円

に改め、同様式その4中

管理棟会議室	円	円	円	円	円	円
ふれあいプラザラウンジ	円	円	円	円	円	円

を

管理棟会議室	円	円	円	円	円	円
管理棟第二会議室	円	円	円	円	円	円
ふれあいプラザラウンジ	円	円	円	円	円	円
テーチ	屋外練	入場料	全面使用			

ユリー

習場

を徴収
しない
場合

2分の1
使用

4分の1
使用

入場料を徴収する
場合

屋内練
習場

入場料を徴収しな
い場合

入場料を徴収する
場合

多目的室

円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

に改め、同様式その6中

アイスタレーナ(スケート又
はアイスホッケーに使用する
場合に限る。)

一般

高校生
以下

円	円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円

を

アイスタレーナ(スケート又
はアイスホッケーに使用する
場合に限る。)

一般

高校生
以下

円	円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円

アーチェリー場	屋内外練習場		一般	円	円	円	円	円	円
	高校生以下	円	円	円	円	円	円	円	円

に改め、同様式その8中

テニスコート	放送設備一式	午前、午後又は夜間各1回につき	円
	コインロッカー	1回につき	円

を

テニスコート	放送設備一式	午前、午後又は夜間各1回につき	円
	コインロッカー	1回につき	円
アーチェリー場	放送設備一式	午前、午後又は夜間各1回につき	円

に改める。

別記様式第七号中「多目的室」の次に「及び小会議室」を、「多目的ルーム」の次に「、アーチェリー場(多目的室を除き、入場料を徴収しない場合に限る。)」を加える。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県医学生修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第十九号

群馬県医学生修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県医学生修学資金貸与条例施行規則(平成二十二年群馬県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、第四項を第三

項とし、同項の次に次の一項を加える。
4 条例第二条に規定する規則で定める県外出身者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 県外に所在する高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 県外に所在する通常の課程による十二年の学校教育又は専修学校の高等課程を修了した者

三 申請時に在学する国立大学法人群馬大学が設置する群馬大学に係る大学入学試験の出願時の住所が県外にあつた者
第十一条の次に次の一条を加える。

(医師少数区域の特例)
第十一条の二 条例第七条第一項及び第二項に規定する規則で定める区域は、館林市の全域及び渋川市の全域とする。

2 条例第七条第一項第二号に規定する規則で定める額は、修学資金の額に三分の二を乗じて得た額とする。

3 条例第七条第二項第一号に規定する規則で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額とする。

- 一 条例第七条第一号に定める修学資金の免除額に三分の一を乗じて得た額に、業務従事期間(業務従事期間が修学資金の貸与を受けた期間(条例第五条の規定により修学資金の貸与が行われなかつた期間を除く。以下この号において同じ。))を超える場合は、修学資金の貸与を受けた期間)を修学資金の貸与を受けた期間で除して得た割合を乗じて得た額
- 二 条例第七条第一号に定める修学資金の免除額に三分の一を乗じて得た額に、業務従事期間を従事必要期間で除して得た割合を乗じて得た額

別記様式第一号中

他の奨学金の貸与を受け ている場合、その名称を 記載(予定している場合 も記載)	
---------------------------------------------------	--

を

他の奨学金の貸与を受け ている場合、その名称を 記載(予定している場合 も記載)	群馬県医学生修学資金貸与 条例施行規則第11条の2 第1項に規定する区域にお いて臨床研修を希望する場 合、次のいずれかに○をつ けてください。
	館林市 ・ 渋川市

に

改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二十号

群馬県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

群馬県食品衛生法施行細則(昭和三十二年群馬県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改める。

附則

この規則は、令和二年六月一日から施行する。

群馬県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二十一号

群馬県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和六十年群馬県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第七条中「森林環境事務所」を「環境森林事務所」に改める。

第十八条の次に次の一条を加える。

(講習会)

第十八条の二 条例第十条第七項に規定する講習会(以下この条において「講習会」という。)は、浄化槽の保守点検に関する知識及び技能の向上を図るもののうち、知事が別に指定するものとする。

2 浄化槽保守点検業者が講習会を受けさせなければならない浄化槽管理士は、当該浄化槽保守点検業者に専属の全ての浄化槽管理士とする。

3 浄化槽保守点検業者が浄化槽管理士に受けさせなければならない講習会の回数は、条例第二条第二項の有効期間ごとに一回以上とする。

第十九条中「第十条第七項」を「第十条第八項」に改める。
別記様式第一号、別記様式第九号及び別記様式第十一号から別記様式第十三号までの規定中「~~糞尿~~」を「~~糞尿~~」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日から令和四年九月三十日までの間に群馬県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年群馬県条例第十七号)第二条第二項の有効期間が満了する浄化槽保守点検業者が浄化槽管理士に受けさせなければならない同条例第十条第七項の講習会の回数は、改正後の第十八条の二第三項の規定にかかわらず、この規則の施行の日から令和四年九月三十日までの間に一回以上とする。

3 この規則の施行の際現に提出されている改正前の群馬県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)の規定による書類は、改正後の同規則の相当規定により提出されたものとみなす。

4 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則の規定による用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二十二号

群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成十五年群馬県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

第二十六条中「森林環境事務所長」を「環境森林事務所長」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県立農林大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二十三号

群馬県立農林大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県立農林大学校の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和五十八年群馬県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項に次のただし書を加える。

ただし、大学等における修学の支援に関する法律施行規則(令和元年文部科学省令第六号)第十一条第一項に規定する申請書を提出した者又は同条第六項に規定する継続願を提出した者の授業料は、前期にあつては七月、後期にあつては十一月までに納付するものとする。

第十九条中「第六条第三項」を「第六条第四項」に改める。

別記様式第四号中「一切の」を削り、「本人との総額」を

「本人との総額」

氏名

齋藤

田に改める。

田

田を

附則

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日前に保証人となつた者に係る保証債務については、なお従前の例による。

群馬県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二十四号

群馬県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

群馬県肥料取締法施行細則(昭和二十五年群馬県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

群馬県肥料の品質の確保等に関する法律施行細則

第一条中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

第三条の二中「第二項の規定による知事」を「第三項の規定による知事」に、「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に改める。

第五条中「第二項の規定により」を「第三項の規定により」に、「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に改める。

別表五の項中「のア、イ又はウ」を削り、「ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質」を「動物由来たん白質であつて、同令別表第一の二の(一)の表第二欄に定める確認済セラチン等以外のもの」に改める。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「~~田~~」を「~~田~~」に改める。

別記様式第四号中「~~田~~」を「~~田~~」に、「~~田~~」を「~~田~~」に改める。

附則

1 この規則は、肥料取締法の一部を改正する法律(令和元年法律第六十二号)の施行の日又はこの規則の公布の日いずれか遅い日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県肥料取締法施行細則の規定により交付され、又は提出されている書類は、改正後の群馬県肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の相当規定により交付され、又は提出されたものとみなす。

群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二十五号

群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成十五年群馬県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一電気電子系の項中

ネットワークアナライザ	一時間につき	一、四〇〇円	を
電磁波妨害源探査装置	一時間につき	四一〇円	を
ネットワークアナライザ	一時間につき	一、四〇〇円	に、
アナライジングレコーダ	一時間につき	二〇〇円	を
多層プリント基板試作装置	一時間につき	一、一〇〇円	を
アナライジングレコーダ	一時間につき	二〇〇円	に、
パワーアナライザ	一時間につき	一〇〇円	を

電子線マイクロアナライザー	一時間につき	七、九〇〇円	に改
電子線マイクロアナライザー	一時間につき	七、九〇〇円	を
X線マイクロアナライザー	一時間につき	七、八五〇円	
二次イオン質量分析装置	一時間につき	一〇、六〇〇円	
め、同表化学系の項中			
高精度干渉計	一時間につき	二、五〇〇円	に改
小型測定顕微鏡	一時間につき	五七〇円	を
高精度干渉計	一時間につき	二、五〇〇円	
非接触微細形状測定機	一時間につき	一、二五〇円	に、
非接触微細形状測定機	一時間につき	一、二五〇円	を
三次元測定機	一時間につき	一、六一〇円	
め、同表計測系の項中			
小型環境試験器(湿度制御あり)	一時間につき	四三〇円	に改
小型環境試験器	一時間につき	三〇〇円	
小型環境試験器	一時間につき	三〇〇円	を
パワーアナライザ	一時間につき	一〇〇円	に、
電力モニタ	一時間につき	一〇〇円	を
マテリアルアナライザー	一時間につき	六二〇円	
直流流磁化特性記録装置	一時間につき	六七〇円	

遠心分離機(一)	一時間につき	一〇〇円	を
遠心分離機(二)	一時間につき	一〇〇円	
遠心分離機	一時間につき	一〇〇円	に、
全自動高圧滅菌器	一時間につき	一〇〇円	
試験管振とう培養装置	一時間につき	一〇〇円	を
デジタルインキュベーションシェーカー	一時間につき	一〇〇円	
全自動高圧滅菌器	一時間につき	一〇〇円	に、
細菌検査用コロニー計測装置	一時間につき	一〇〇円	を
遠心エバポレータ	一時間につき	一〇〇円	
細菌検査用コロニー計測装置	一時間につき	一〇〇円	に改
め、同表バイオ系の項を削る。			
め、別表第二電気電子系の項中「EMS測定システム(バースト/インパルス試験)」を「バースト/インパルス試験装置」に、			
音響解析システム(多用途対応)	一時間につき	二、一五〇円	を
音響解析システム(多用途対応)	一時間につき	二、一五〇円	
アコースティックカメラ	一時間につき	七六〇円	に改
め、同表機械系の項中			
三成分切削動力計	一時間につき	三〇〇円	
マイクロビッカース硬さ試験機	一時間につき	二〇〇円	を

放射性物質測定試験	放射性物質測定		冷熱衝撃試験	冷熱衝撃試験		三成分切削動力計	ビツカース硬さ試験機
	放射線量測定	放射性核種測定		冷熱衝撃試験器	冷熱衝撃試験槽		
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
五、二三〇円 (一件を超えるときは、その超える件数一件ごとに一、五六〇円を加えた額)	一二、五〇〇円	五、二三〇円 (一件を超えるときは、その超える件数一件ごとに一、五六〇円を加えた額)	三、〇七〇円 (一時間を超えるときは、その超える時間一時間までごとに八六〇円を加えた額)	四、四五〇円 (一時間を超えるときは、その超える時間一時間までごとに二、四〇〇円を加えた額)	三、〇七〇円 (一時間を超えるときは、その超える時間一時間までごとに八六〇円を加えた額)	三〇〇円	二〇〇円
	を		に、		を	に改	

試験システム製作	印刷基板試作		計測器精度測定試験	計測器精度測定試験		同表校正の項中	同表校正の項中
	試験システム製作	印刷基板試作		ブロック比較測定	ブロック絶対測定		
一時間につき	一時間につき	一時間につき	一個につき	一個につき	一件につき	一件につき	一件につき
三、六五〇円	三、六五〇円	三、三五〇円	一、一五〇円	五、〇二〇円	五、九一〇円	五、九一〇円	五、九一〇円 (超える件数一件ごとに一、五六〇円を加えた額)
に改め、同表備考一	を		に改	を		に改	

中「及びキヤス試験」を、「キヤス試験及び複合サイクル試験」に改める。
別表第四試験の項中

成形性試験	硬さ分布の測定	一件につき	二、七七〇円
材料変形解析システムによる試験	一件につき	四、一三〇円	
切削抵抗力測定試験	一件につき	二、七五〇円	
硬さ分布の測定	一件につき	二、七七〇円	

める。

別記様式第七号中「希望する研修内容」を「研修事項」とし、「希望する理由」を「内容」とし、「年月日」を「年月日」から「年月日」までとし、「年月日」を「年月日」から「年月日」までとし、「円/日」を「円/」とし、「日」を「日」と改める。

附則

- この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二十六号

群馬県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県営住宅管理条例施行規則(昭和三十五年群馬県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十条中「並びに同号に規定する連帯保証人(第二十二條において「連帯保証人」という。)の印鑑証明書及び源泉徴収票、所得証明書その他の収入の額を証する」を「及び知事が必要と認める」に改める。

第二十二條の見出し中「連帯保証人及び」を削り、同条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「連帯保証人又は」を削り、「県営住宅連帯保証人・身元引受人異動届」を「県営住宅身元引受人異動届」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「県営住宅連帯保証人・身元引受人変更承認書」を「県営住宅身元引受人変更承認書」に改め、同項を同条第三項とする。

第五十七條中、「第九條第一項第三号」を削り、「第二十二條第一項から第三項まで」を「第二十二條第一項及び第二項」に改める。

別記様式第一号中「大・昭」を「大・令」に改める。

別記様式第二号及び別記様式第三号中「入居者及び連帯保証人」を「入居者」とし、「印鑑証明書」とし、「並びに入居者及び同居者の」とし、「及び」を削る。

別記様式第六号中「連帯保証人と同一人の場合は、添付の必要はありません」とし、削る。

別記様式第二十号を次のように改める。

別記様式第二十号 削除

別記様式第二十一号中「第22条第2項」を「第22条第1項」に改める。

別記様式第二十二号中「県営住宅連帯保証人・身元引受人異動届」を「県営住宅身元引受人異動届」とし、「連帯保証人・身元引受人に」とし、「第22条第3項」を「第22条第2項」に改める。

連帯保証人 身元引受人	を	身元引受人	と改める。
----------------	---	-------	-------

別記様式第二十三号中「県営住宅連帯保証人・身元引受人変更承認書」を「県営住宅身元引受人変更承認書」とし、「の連帯保証人」を「の身元引受人」とし、「変更前連帯保証人」を「変更前身元引受人」とし、削る。

変更後連帯保証人	住所 氏名	を
変更後連帯保証人	住所 氏名	を
変更後身元引受人	住所 氏名	に

改める。

- 附則
- この規則は、令和二年四月一日から施行する。
 - この規則の施行の際現に改正前の群馬県営住宅管理条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

訓令

群馬県訓令甲第一号

森林環境部
森林環境事務所
森林事務所

群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律関係事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律関係事務取扱規程の一部を改正する訓令

群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律関係事務取扱規程(昭和三十八年群馬県訓令第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「森林環境事務所長又は」を「環境森林事務所長又は」に、「森林環境事務所長等」を「環境森林事務所長等」に改める。

第三条第一項中「森林環境事務所長等」を「環境森林事務所長等」に改め、同条第二項中「森林環境事務所長等」を「環境森林事務所長等」に、「鳥獣保護管理員」を「鳥獣保護管理指導員」に改める。

第四条第一項中「森林環境事務所長等」を「環境森林事務所長等」に、「二月前まで」を「属する年度の前年度中」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第五条中「森林環境事務所長等」を「環境森林事務所長等」に改める。

第六条の見出し中「実施」を「報告」に改め、同条第一項を次のように改める。
環境森林事務所長等は、法第五十七条第一項の規定による狩猟者の登録の状況について、自然環境課長の求めに応じて報告しなければならない。

第六条第二項を削る。
第七条から第九条までの規定中「森林環境事務所長等」を「環境森林事務所長等」に改める。

第十条中「森林環境事務所長等」を「環境森林事務所長等」に、「五月」を「十月」に改める。

第十一条中「六月」を「十二月」に改める。

附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県訓令甲第二号

森林環境部
森林環境事務所
森林事務所
鳥獣保護管理員

群馬県鳥獣保護管理員服務規程を廃止する訓令を次のように定める。
令和二年三月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県鳥獣保護管理員服務規程を廃止する訓令

群馬県鳥獣保護管理員服務規程(昭和三十八年群馬県訓令甲第二十一号)は、廃止する。

附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

教育委員会規則

教育長に対する権限委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年三月二十七日

群馬県教育委員会規則第六号

教育長に対する権限委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する権限委任等に関する規則(昭和二十七年群馬県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。
第二条中第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げ、第二十七号を削る。
第六条第一項第三号中「第十九号及び第二十四号から第二十七号まで」を「第十八号及び第二十三号から第二十五号まで」に改める。

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附則

群馬県教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年三月二十七日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第七号

群馬県教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

群馬県教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則(昭和四十五年群馬県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。
第二条第一号イの表事務局職員の項中

社会教育主監	上司の命を受け、社会教育に関する事務を掌理し、関係職員を指揮監督する。
文化財主監	上司の命を受け、文化財保護に関する事務を掌理し、関係職員を指揮監督する。
埋蔵文化財主監	上司の命を受け、埋蔵文化財に関する事務を掌理し、関係職員を指揮監督する。
次長	上司の命を受け、課長又は室長を補佐し、所属職員を指揮監督する。
文化財専	上司の命を受け、文化財の保護及び活用に関する特に

を

門官 命ずる事務をつかさどる。

社会教育主監 上司の命を受け、社会教育に関する事務を掌理し、関係職員を指揮監督する。

次長 上司の命を受け、課長又は室長を補佐し、所属職員を指揮監督する。

主事 上司の命を受け、事務をつかさどる。

文化財保護主事 上司の命を受け、文化財の保護及び活用に関する調査、研究及び指導に関する事務をつかさどる。

主事 上司の命を受け、事務をつかさどる。

条第二号イの表事務局職員、図書館職員及び博物館職員等の項中、「図書館職員及び博物館職員等」を「及び図書館職員等」に、

副所長 上司の命を受け、所長を補佐する。

副館長 上司の命を受け、館長を補佐する。

副所長 上司の命を受け、所長を補佐する。

号口の表事務局職員、図書館職員及び博物館職員等の項中、「図書館職員及び博物館職員等」を「及び図書館職員等」に改める。

第三条の見出し中「又は臨時」を削り、同条中「臨時又は非常勤の職員」を「特別嘱託員、顧問及び会計年度任用職員」に改める。

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県教育委員会事務局教育事務所設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年三月二十七日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第八号

群馬県教育委員会事務局教育事務所設置に関する規則の一部を改正する規則

群馬県教育委員会事務局教育事務所設置に関する規則(昭和四十六年群馬県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。
第三条中第七号を削り、第八号を第七号とする。
第四条の表生涯学習係の項第九号及び第十号を削る。

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年三月二十七日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第九号

群馬県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例施行規則(平成十二年群馬県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条の表一の項を削り、同表二の項上欄中「別表第一第四項」を「別表第一第一項」に改め、同項を同表一の項とする。

第三条の表一の項を削り、同表二の項上欄中「別表第二第二項」を「別表第二第一項」に改め、同項を同表一の項とし、同表三の項上欄中「別表第二第三項」を「別表第二第二項」に改め、同項を同表二の項とする。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年三月二十七日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第十号

群馬県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

群馬県教育委員会事務局組織規則(平成十六年群馬県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「文化財保護課」を削る。

第三条第一項の表義務教育課の項中「人権教育推進係」を「人権・キャリア教育推進係」に改め、同表文化財保護課の項を削る。

第四条義務教育課の項第十一号中「進路指導」の下に「キャリア教育」を加え、

同項第十四号中「国際理解教育」を「多文化共生教育」に改め、同表生涯学習課の項第二十六号から第二十九号までを削り、同表文化財保護課の項を削る。
第五条第五項中「文化財保護課に文化財主監、埋蔵文化財主監及び文化財専門官」を削る。

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則をここに公布する。
令和二年三月二十七日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第十一号

群馬県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則(趣旨)

第一条 この規則は、群馬県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年群馬県条例第五十七号。以下「条例」という。)第八条の規定に基づき、群馬県立学校の教育職員(条例第二条第二項に規定する教育職員をいう。以下単に「教育職員」という。)が正規の勤務時間(条例第七条第一項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。
(上限の範囲)

第二条 群馬県教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、一日の在校等時間(公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の勤務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(令和二年文部科学省告示第一号)第三(1)に規定する在校等時間をいう。)から、所定の勤務時間(条例第七条第一項各号に掲げる日(代休日(群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成十六年群馬県条例第三十八号)第十条第一項に規定する代休日をいう。)が指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を減じた時間(以下「時間外在校等時間」という。)を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- 一 一箇月の時間外在校等時間の合計時間について四十五時間
 - 二 一年の時間外在校等時間の合計時間について三百六十時間
- 2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員の時間外在校等時間を次に掲

げる時間又は月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

一 一箇月の時間外在校等時間の合計時間について百時間未満
二 一年の時間外在校等時間の合計時間について七百二十時間
三 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、

四 箇月又は五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において、一箇月当たりの時間外在校等時間の合計時間の平均時間について八十時間

四 一年のうち一箇月の時間外在校等時間の合計時間が四十五時間を超える月数について六箇月

(その他の事項)

第三条 前条に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

群馬県教育委員会教育長 笠 原 寛

群馬県教育委員会規則第十二号

群馬県立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則

群馬県立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和四十九年群馬県教育委員会規則第十七号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県立美術館及び群馬県立歴史博物館組織規則を廃止する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

群馬県教育委員会教育長 笠 原 寛

群馬県教育委員会規則第十三号

群馬県立美術館及び群馬県立歴史博物館組織規則を廃止する規則

群馬県立美術館及び群馬県立歴史博物館組織規則(昭和四十九年群馬県教育委員会規則第十九号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

群馬県教育委員会教育長 笠 原 寛

群馬県教育委員会規則第十四号

群馬県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則

群馬県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和五十四年群馬県教育委員会規則第十一号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県立自然史博物館組織規則を廃止する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

群馬県教育委員会教育長 笠 原 寛

群馬県教育委員会規則第十五号

群馬県立自然史博物館組織規則を廃止する規則

群馬県立自然史博物館組織規則(平成八年群馬県教育委員会規則第十四号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県立土屋文明記念文学館組織規則を廃止する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

群馬県教育委員会教育長 笠 原 寛

群馬県教育委員会規則第十六号

群馬県立土屋文明記念文学館組織規則を廃止する規則

群馬県立土屋文明記念文学館組織規則(平成八年群馬県教育委員会規則第十五号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県立土屋文明記念文学館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第十七号

群馬県立土屋文明記念文学館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則

群馬県立土屋文明記念文学館の設置及び管理に関する条例施行規則(平成八年群馬県教育委員会規則第十九号)は、廃止する。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県立自然史博物館の管理及び運営に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第十八号

群馬県立自然史博物館の管理及び運営に関する規則を廃止する規則
群馬県立自然史博物館の管理及び運営に関する規則(平成八年群馬県教育委員会規則第二十二号)は、廃止する。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県文化財保護条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第十九号

群馬県文化財保護条例施行規則を廃止する規則
群馬県文化財保護条例施行規則(昭和五十一年群馬県教育委員会規則第十二号)は、廃止する。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県文化財保護審議会条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第二十号

群馬県文化財保護審議会条例施行規則を廃止する規則
群馬県文化財保護審議会条例施行規則(昭和五十二年群馬県教育委員会規則第一号)は、廃止する。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県埋蔵文化財調査センターの設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第二十一号

群馬県埋蔵文化財調査センターの設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則
群馬県埋蔵文化財調査センターの設置及び管理に関する条例施行規則(昭和五十五年群馬県教育委員会規則第六号)は、廃止する。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県銃砲刀剣類登録審査委員規則を廃止する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第二十二号

群馬県銃砲刀剣類登録審査委員規則を廃止する規則
群馬県銃砲刀剣類登録審査委員規則(平成十二年群馬県教育委員会規則第十四号)は、廃止する。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

■ 教育委員会告示

◎群馬県教育委員会告示第2号

文化財保護条例施行規則第27条の規定による指定等の基準(昭和52年群馬県教育委員会告示第1号)は廃止し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月27日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111